入 札 説 明 書

令和8年11月6日に公告した岡山県庁IP電話サービス役務に係る一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

（1）業 務 名

岡山県庁IP電話サービス役務　　（公告番号　財活第275号 ）

（2）契約期間

令和9年1月1日から令和10年5月31日まで

（3）履行場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

（4）予定数量

IP電話回線数 20回線

IP電話番号数 20番号

通話種別ごとの通話時間　　（分）

	県内市外	県外	国際
通話時間	1,090,363	361,420	238

2 競争入札に参加できる者の資格

入札の公告の日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

（1）岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）に基づき入札参加資格を取得した者に係る事項を一般の閲覧に供したもの（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

（2）入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類8. 情報・通信サービス、小分類7. 通信サービス（システムを利用するものに限る）」であり、格付区分がAであること。

（3）岡山市内に本社、支店、営業所等を有する者であること。

（4）電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定により総務大臣の登録を受けている電気通信事業者又は同法第16条第1項の規定により総務大臣に届出を行っている電気通信事業者であること。

（5）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

（6）審査要領に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

（7）岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

（8）岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

（9）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県総務部財産活用課

〒700－8570　岡山市北区内山下2－4－6
電 話(086)226－7234　FAX(086)224－3660

4　契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5　入札手続等

この一般競争入札(条件付)に参加を希望する者は、一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書(様式第2号)及び入札説明書で指定する必要書類を下記のとおり提出しなければならない。

また、入札者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1)一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する必要書類の提出期間、場所及び方法

① 提出期間　　令和8年11月6日(金)から同月20日(金)まで(閉庁日を除く。)の9時から17時まで

② 提出場所　　上記3の場所に同じ

③ 提出方法　　持参又は郵便等(書留郵便等により、配達の記録が確認できる配達方法によるものとする。)

(2)入札参加資格要件の審査

① 審査結果の通知

一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

当該審査の結果は、不適合の場合のみ、令和8年11月25日(水)までに通知する。

② 入札参加資格要件不適合の理由の説明要求

入札参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年12月3日(木)までに、下記(3)③の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

(3)仕様等に対する質問の受付

仕様等について疑義がある場合は、申請者のみ契約担当者に対して説明を求めることができる。

① 受付期間　　令和8年11月6日(金)から同月20日(金)まで(閉庁日を除く。)の9時から17時まで

② 方　法　　「仕様書に対する質問・回答書(様式第1号)」によりFAXすること。

③ 宛　先　　岡山県総務部財産活用課
FAX(086)224－3660

④ 入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(4)回答書の閲覧

① 期　間　　回答可能となった日から令和8年12月2日(水)まで

② 場　所　　岡山県ホームページ(https://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/)

6　入札

入札に参加する者は、入札書(様式第3号)を直接下記の入札場所へ持参し、提出しなければならない。郵便、FAXその他の方法による入札は認めない。

(1)入札日時　　令和8年12月7日(月)　14時00分
(2)入札場所　　岡山県庁地下1階用度課入札室(岡山市北区内山下2－4－6)
(3)入札書の記載方法
① 入札に当たっては、岡山県庁IP電話サービス役務仕様書の7に示す初期導入費用、月額固定料金の種別ごとの金額及び通話料金の種別ごとの時間当たりの単価を参考内訳書に記入し、初期導入費用の総額及び役務提供期間中の月額固定費用の総額並びに役務提供期間中の通話料金の総額の合計額を入札書(様式第3号)に記載すること。また、この金額には消費税及び地方消費税を含まないこと。
② 落札の決定に当たっては、国際通話料金を除いて入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から国際通話料金を除いた金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(4)参考内訳書の記載方法
① 当該様式によっては、積算の内訳を明確に示すことができない場合には、任意様式に積算の内訳を記載すること。また金額については、消費税及び地方消費税を含まないこと。
② 通話料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、通話料金の合計額に1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
(5)入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
(6)落札決定後、落札者は参考内訳書を提出すること。
(7)代理人が入札する場合は、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。
この場合は、契約を締結する権限を有する者からの委任状(様式第4号)を提出しなければならない。
(8)入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
(9)入札者は、入札書を提出するときは、入札説明書で指定する必要書類を併せて提出しなければならない。
(10)契約担当者は、入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
(11)入札回数は3回までとする。

7 入札の無効
次の入札は無効とする。
(1)公告に示した一般競争入札参加資格のない者の提出した入札書
(2)入札者に求められている義務を履行しなかった者の提出した入札書
(3)入札公告および入札説明書に示した諸条件に違反した者の提出した入札書
(4)その他岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第140条の各号に掲げる入札書

8 入札保証金　　免除

9 契約書作成の要否　　要

10 契約保証金　　岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

11　落札者の決定方法

(1)岡山県財務規則第138条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2)落札者がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(3)落札者となるべき同額の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(4)入札者及び落札者の名称並びに入札金額を公表する。

(5)落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。

12　本件業務に関して提出する書類

(1)この一般競争入札(条件付)に参加を希望する者は、次の必要書類を提出しなければならない。

①　一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書(様式第2号)

②　電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の規定により総務大臣の登録を受けていることを証する書類(写)又は同法第16条第1項の規定により総務大臣に届出を行っていることを証する書類(写)。

(2)(1)に記載する書類の提出場所は、上記3のとおりとする。

(3)(1)に記載する書類の提出期限は、上記5(1)のとおりとする。

13　その他

当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、県はこの契約を解除する ことができるものとする。